

拓殖大学における公的研究費不正防止計画

令和4年7月1日制定

拓殖大学（以下「本学」という。）では、公的研究費の適切な管理・運営を実施し、研究費の取扱いに係る不正行為を防止するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）及び「拓殖大学研究倫理・公的研究費運営管理規程」に基づき、次のとおり「拓殖大学における公的研究費不正防止計画」（以下「不正防止計画」という。）を定める。

1. 本学の責任体系の明確化

項目	不正発生要因	不正防止計画
責任体系の明確化	不正防止に関する責任体制の理解度が低く実効性の確保が不十分になる。	拓殖大学における公的研究費の責任体制を諸規程で規定するとともに、ホームページ等で学内外に公表し、責任の所在を明確にする。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

項目	不正発生要因	不正防止計画
ルールの明確化・統一化	研究者・事務担当者の使用ルールの理解不足による誤った運用がなされる。	研究費の適正な使用ルールを分かり易くまとめたマニュアル等を整備し周知するとともに、運用と実態を把握し、必要に応じて更新する。
関係者の意識向上	どのような行為が不正に当たるかなどの知識が不足している。	コンプライアンス教育を定期的実施するとともに、対象者の受講状況及び理解度を把握する。不正を起こさない組織風土を形成するため、継続的に啓発活動を実施する。
不正に係る調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	不正の告発等に関する方法や告発者保護の制度が浸透していないことで、不正の告発を受ける可能性が低下し、研究者が安易に不正行為を行う。	不正に係る調査及び懲戒に関する諸規程を整備し、ホームページ等で学内外に公表するとともに、不断の見直しを行う。懲戒等事案が発生した際には、厳格な処分を実施する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正発生要因	不正防止計画
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	不正を発生させる要因の把握が不十分で、不正防止計画が実効性を伴わない。	不正を発生させる要因を正確に把握し、実効性のある不正防止計画を策定・実施するとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。

4. 研究費の適正な運営・管理方法

項目	不正発生要因	不正防止計画
適正な予算執行の推進	研究の進捗状況に関わりなく、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生した場合、無理な使い切りが行われる。	会計管理者等は、執行状況を把握し、研究者に研究の計画に基づいた経費の執行を促す。

項目	不正発生要因	不正防止計画
物品費	換金性の高い物品が適切に管理されていないため、転売が行われやすくなる。	換金性の高いパソコン、デジタルカメラ等については、管理簿へ登録するとともに、用品シールを貼付し、事務部門が管理する。また、定期的に対象物品を無作為抽出し、実査により保管状況等を確認する。
賃金・謝金	非常勤雇用者(アルバイト)等の勤務時間管理が厳密に行われていないため、実態の確認ができておらず、カラ謝金が防止できない。	研究者は、アルバイト等を使用する場合は、事前に業務内容・支払金額を記載した申請書を事務担当課に提出する。事務担当者は、勤務の事実を確認できる資料(例えば、出勤届等)により厳正に事実確認を行う。 原則として、本人名義の口座への振込とする。
旅費	旅行事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求が防止できない。	研究者は、当該研究に係る用務のための出張については事務担当課と十分連絡をとり、計画的かつ適正に行う。 出張する者は、事前に出張命令書もしくは海外出張願書に出張内容がわかる資料(例えば、日程表等)を添付し事務担当課に提出する。 出張した者は、出張復命書もしくは海外出張帰国届等を事務担当課に提出する。

5. 情報発信・共有化の推進

項目	不正発生要因	不正防止計画
情報伝達体制	相談窓口・告発通報窓口がわからない。	本学ホームページで担当部署名、電話番号、メールアドレス等の情報を公表するとともに、説明会等でも周知を徹底する。

6. モニタリングの在り方

項目	不正発生要因	不正防止計画
モニタリング体制の強化	公的研究費に対する内部監査が不十分になる。	内部監査室において、公的機関から配分された競争的研究費等に対して、効率的、効果的かつ多角的な内部監査を厳正に実施する。
不正防止計画の推進	不正防止計画の周知が十分ではないため、不正防止計画が十分に実施されない。	内部監査結果を分析し、不正を発生させる要因に対応する対策を不正防止計画に反映させる。 本学ホームページで公表するとともに、コンプライアンス教育、啓発活動でも周知を徹底する。

附 則

- この不正防止計画は、令和4年7月1日から施行する。
- 「拓殖大学における学術研究不正防止計画(平成20年6月23日制定)」は廃止する。